

財形年金預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	財産形成年金預金[通称:財形年金預金]
2. ご利用いただける方	○満55歳未満の勤労者の方、1人1契約に限定させていただきます。
3. お預け入れ期間 (1)ご契約期間 (2)お積立期間 (3)お受取期間	○5年以上 ○5年以上 ○お積立終了6ヵ月以上(最大5年間)経過後、5年以上20年以内
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	○給与・賞与等からの天引預入または財形給付金・財形基金給付金による随時のお預入に限ります。 ○預金規定に基づき、各預入分1口についてお預入(または継続)の都度、お受取開始日までの期間に応じて、期日指定定期預金またはスーパー定期としてお取扱いします。 ○受取開始日の3か月前の応当日に元利金(年金計算基本額)をお受取回数・お受取期間に応じて期日指定定期預金またはスーパー定期を作成します。 ○1回あたり100円以上300万円未満 ○1円単位
5. 払戻方法	○年金としての払い戻しに限ります。 ○お受取開始日は当該契約者の満60歳達齢日以後で、ご契約者がご指定の日とします。 ○契約者の指定したお受取回数に分割して、お受取開始日以後3か月ごとの応当日に、利息とともにご指定の預金口座に自動解約入金します。
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	○各預入分1口のお預入日(または継続日)における店頭表示の財形年金預金またはスーパー定期の利率を適用します。 ○各預入分1口について、期日指定定期預金またはスーパー定期の利払方法に準じます。 ○付利単位を100円、1年を365日とした日割により計算します。 ○財形非課税制度の対象として、財形住宅預金と合算して限度額550万円の範囲内で非課税となります。 ○年金以外の事由による払い戻しの場合は、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、利息の20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)が、源泉分離課税され、既に支払われた利息についても5年間遡及して課税されます。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
7. 手数料	○ございません。

8. 付加できる解約に関する事項	○ございません。
9. 中途解約時のお取扱い	○各預入分の1口のお預入期間に応じ、期日指定定期預金またはスーパー定期の中途解約のお取扱いに準じ、期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 付加できる特約事項	○ございません。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。
12. その他参考となる事項	○勤労者財産形成促進法による財形持家融資、財形進学融資等のご利用が可能です。 ○お預入残高を6か月に1回以上書面によりご通知します。 ○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。 (ただし、決済用普通預金以外の他の保護対象預金と合算して、1預金者につき1,000万円までの元金とその利息が保護されます。)